

別表(第2条、第11条関係)

補助事業名		競技力向上対策事業	
事業内容及び補助条件		第2条に規定する各事業として、選手の競技力向上を目的とした強化練習会、合宿及び記録会または競技の普及・啓発を目的とした講習会及びスポーツ教室等を実施する。国体正式競技以外の競技においては、中央団体等他の助成を受けない場合に限り、既成の記録会や競技会への参加又はその開催を補助対象とすることができる。	
補助対象経費		補助上限額	補足説明
謝金	指導者(中央) スポーツドクター トレーナー	20,000円	・日額とする。
	指導者(中央以外)	5,000円	
	引率指導者 審判員 運営係員	3,000円	
	運営補助員	2,000円	
交通費	指導者 スポーツドクター トレーナー 引率指導者 審判員 運営係員 運営補助員 選手	実費額	・実施場所が参加者の勤務地あるいは在籍校等である場合は対象外。 ・原則公共交通機関を利用する。 ・実費によらず一律支給した場合は、各競技団体での内規(理事会等で承認された取り決め)に則って処理すること。 ・自家用車を利用する場合、有料道路代・駐車場代以外にガソリン代一律25円/kmを支給できるものとする。
宿泊費	指導者 スポーツドクター トレーナー 引率指導者 選手	9,000円 (1泊2食)	・実際に支払った単価が9,000円以下の場合はその額。 ・食事が提供されない宿泊施設の場合は、朝食800円、夕食1,700円を上限として、実費額を補助対象とする。ただし、素泊まり料金と合算した額が9,000円を超える場合、その超える部分については対象外とする。
諸経費	会場借上料 輸送、運搬費 傷害保険料 連絡通信費 資料費 事務用品費	実費額	・宿泊に伴う朝・夕食以外の昼食代、補食費等は対象外とする。 ・傷害保険料は参加者分に限る。 ・いずれの経費も事業に使用されたことが明確にわかる内容(但し書き、明細等)の請求書または領収書が発行されるものであること。

- ※1 スポーツ医・科学活用事業によるスポーツドクター及びアスレティックトレーナーの取扱いについて
- ・スポーツドクター愛知県連絡協議会又は愛知県アスレティックトレーナー連絡協議会において承認された者であること。
  - ・補助対象経費の合計は補助金総額の20%以内とすること。
  - ・帯同報告書(別紙様式)を提出すること。
- ※2 この表に示すもの以外は原則対象外とする。必要に応じて事前に(公財)愛知県スポーツ協会と協議すること。